

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	地区内集落名	作成年月	直近の更新年月
上越市	頸城区 南川	西福島二区、上吉、下三分一、北 四ツ屋、浮島、上三分一、市村	平成25年2月	令和3年2月

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積（次頁 中心経営体経営面積計 A<B<地区内の耕地面積）	180.5	ha
② 地域内の耕地面積について、アンケート調査等に回答した耕作者の耕作面積の合計	123.1	ha
③ アンケート調査等に回答した、地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	19.3	ha
i うち後継者のいる農業者の耕作面積の合計	19.3	ha
ii うち後継者のいない農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
iii うち後継者について未回答の農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	B-A	0.0 ha
⑤ 農地の貸付等の意向がある耕作面積の合計	C	0.0 ha
⑥ 今後の農地の引き受け可能耕作面積	B-A-C	0.0 ha
基盤整備の実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> 整備済 <input type="checkbox"/> 整備中	ha
農地中間管理機構利用	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
(備考)		

注：④の面積は、次頁の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区の課題

(全集落)
・入り作である集落外農業者と利用権設定している世帯が大多数であり、課題は見当たらず、今後も現状を維持する。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・基本的には現状維持であるが、今後の農業者を取り巻く状況によっては認定農業者に集約を図っていく。

4 中心経営体

No.	属性	農業者 (氏名・名称)	現状			今後の農地の引き受け意向 (概ね5～10年後)			備考
			経営作物	経営面積(ha)		経営作物	経営面積(ha)		
				うち集落 内(ha)			うち集落 内(ha)		
1	認農	A	水稲 大豆	14.7	13.6	水稲 大豆	14.7	13.6	
2	認農	B	水稲 大豆	9.6	9.3	水稲 大豆	9.6	9.3	
3	認農	C	水稲	13.2	13.1	水稲	13.2	13.1	
4	認農	D	水稲 大豆	6.5	6.5	水稲 大豆	6.5	6.5	
5	認農	E	水稲	23.5	4.6	水稲	28.0	4.6	
6	認農 法	F	水稲 大豆	16.3	9.8	水稲 大豆	17.5	9.8	
7	認農 法	G	水稲 大豆	39.5	0.7	水稲 大豆	41.0	0.7	
8	認農	H	水稲 大豆	11.9	2.8	水稲 大豆	11.9	2.8	
9	認農	I	水稲	6.0	5.8	水稲	6.0	5.8	
10	認農 法	J	水稲 大豆	45.6	23.7	水稲 大豆	45.6	23.7	
11	認農	K	水稲 WCS	7.4	1.4	水稲 WCS	7.4	1.4	
12	認農 法	L	水稲・大豆 トマト	32.9	19.1	水稲・大豆 トマト	32.9	19.1	
13	認農	M	水稲 大豆	24.8	7.4	水稲 大豆	24.8	7.4	
14	認農	N	水稲 大豆	36.8	10.5	水稲 大豆	36.8	10.5	
15	その他	O	キノコ	5,600㎡	5,600㎡	キノコ	5,600㎡	5,600㎡	
計		15 人		288.7	A 128.3		295.9	B 128.3	

注1:「属性」

認農	認定農業者(個人)
認農法	認定農業者(法人)
認就	認定新規就農者
集	集落営農(法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断)
到達	基本構想水準到達者
申請予定	今後経営を拡大し、認定農業者等の申請をする予定の農業者(備考に詳細を記載)
その他	集落の担い手であるが、認定農業者の申請は予定していない。

注1:「経営作物」欄は、詳細な作物名まで記載する必要はありません。

注2:経営面積は、特定農作業受託を含めないでください。

5 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

1) 農地中間管理機構の活用方針	・農業をリタイアする人は、原則として農地を機構に貸し付ける。
2) 基盤整備への取組方針	・基盤整備済
3) 新規・特産化作物の導入方針	・なし
4) 賃貸借等の設定の際の相談手順	・なし
5) その他	・なし

6 農地の貸付け等の意向

No.	出し手	貸付等の区分(ha)			農地中間 管理機構 利用	貸付時期	受け手
		貸付	作業 委託	売渡			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	計	C 0.0		0.0			

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	地区内集落名	作成年月	直近の更新年月
上越市	頸城区 大湊	下神原、一心(上神原、北福崎)、百間町(諏訪、千原)、五十嵐(下千原)、島田、舟津、森下、宮本、北方、青野、宮湯(湯口、宮原)、二ヶ字(飯田、東俣)、下中村、柿野、川袋、鶴ノ木	平成25年2月	令和3年2月

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積 (次頁 中心経営体経営面積計 A<B<地区内の耕地面積)	365.8	ha
② 地域内の耕地面積について、アンケート調査等に回答した耕作者の耕作面積の合計	194.0	ha
③ アンケート調査等に回答した、地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	12.3	ha
i うち後継者のいる農業者の耕作面積の合計	1.7	ha
ii うち後継者のいない農業者の耕作面積の合計	10.6	ha
iii うち後継者について未回答の農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	B-A	2.3 ha
⑤ 農地の貸付等の意向がある耕作面積の合計	C	0.0 ha
⑥ 今後の農地の引き受け可能耕作面積	B-A-C	2.3 ha
基盤整備の実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> 整備済 <input type="checkbox"/> 整備中	ha
農地中間管理機構利用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(備考)		

注：④の面積は、次頁の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区の課題

(全集落) <ul style="list-style-type: none"> ・農業者の高齢化や後継者のいない農業者において担い手の確保が急務である。 ・5年～10年後、地域農業を支える後継者がいない。 ・将来、中心経営体は、高齢化・後継者不足により維持そのものが懸念される。 (島田) <ul style="list-style-type: none"> ・農業者だけでは人手が不足し、町内会と農家組合協働で農業用水の江さらいや草刈等の作業を実施しているが、負担が非常に大きい。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・農地利用は、中心経営体である集落内の認定農業者に集約を優先し、次に集落外の認定農業者等に集約化を図っていく。

4 中心経営体

No.	属性	農業者 (氏名・名称)	現状			今後の農地の引き受け意向 (概ね5～10年後)			備考
			経営作物	経営面積(ha)		経営作物	経営面積(ha)		
				うち集落 内(ha)			うち集落 内(ha)		
1	認農	A	水稲 トマト	13.3	8.4	水稲 トマト	13.3	8.4	
2	認農	B	水稲 WCS等	10.0	3.2	水稲	10.0	3.2	
3	認農	C	水稲 大豆	28.4	1.0	水稲 転作野菜	30.0	1.0	
4	認農 法	D	水稲 大豆	30.0	8.5	水稲 大豆	30.0	8.5	
5	認農 法	E	水稲・大豆 オータムボエム	28.2	27.7	水稲・大豆 オータムボエム	28.2	27.7	
6	認農	F	水稲 大豆	14.7	0.9	水稲 大豆	14.7	0.9	
7	認農 法	G	水稲 大豆	52.0	22.7	水稲 大豆	55.5	22.7	
8	認農 法	H	水稲 大豆	21.4	1.8	水稲 大豆	21.4	1.8	
9	認農	I	水稲 大豆	8.0	7.9	水稲	8.0	7.9	
10	認農	J	水稲	10.4	10.2	水稲	10.4	10.2	
11	認農	K	水稲	23.5	4.5	水稲	28.0	4.5	
12	認農 法	L	水稲 大豆	30.1	4.4	水稲 大豆	40.0	4.4	
13	認農 法	M	水稲 大豆	22.9	11.9	水稲 大豆	22.9	11.9	
14	認農	N	水稲	24.7	14.5	水稲	24.7	14.5	
15	認農 法	O	水稲 大豆	39.5	36.8	水稲 大豆	41.0	36.8	
16	認農	P	水稲	16.7	2.0	水稲	16.7	2.0	
17	認農	Q	水稲 大豆	29.2	2.2	水稲 大豆	29.2	2.2	
18	認農	R	水稲 大豆	11.9	1.9	水稲 大豆	11.9	1.9	
19	認農	S	水稲 WCS	7.6	7.4	水稲 WCS	7.6	7.4	
20	認農	T	水稲 WCS	4.9	4.9	水稲 WCS	4.9	4.9	
21	認農	U	水稲 大豆	13.4	0.4	水稲 大豆	13.4	0.4	
22	認農	V	水稲 大豆	15.3	13.5	水稲 大豆	15.3	13.5	
23	認農	W	水稲 大豆	5.4	5.3	水稲 大豆	5.4	5.3	

24	認農	X	水稲 大豆	3.0	2.4	水稲 大豆	3.0	2.4	
25	認農法	Y	水稲 大豆	45.6	8.5	水稲 大豆	45.6	8.5	
26	認農法	Z	水稲 大豆	45.8	2.6	水稲 大豆	45.8	2.6	
27	認農法	AA	水稲 大豆	90.2	39.2	水稲 大豆	92.0	39.2	
28	認農	AB	水稲 大豆	5.9	5.9	水稲 大豆	5.9	5.9	
29	認農	AC	水稲 大豆	23.2	2.0	水稲 大豆	23.2	2.0	
30	認農	AD	水稲 WCS	7.4	5.2	水稲 WCS	7.4	5.2	
31	認農法	AE	水稲・大豆 トマト	32.9	3.5	水稲・大豆 トマト	32.9	3.5	
32	認農	AF	水稲 大豆	36.8	4.6	水稲 大豆	36.8	4.6	
33	認農	AG	水稲 大豆	19.2	5.6	水稲 大豆	20.2	5.6	
34	認農	AH	水稲 大豆	24.8	4.5	水稲 大豆	24.8	4.5	
35	認農	AI	-	0.0	0.0	水稲	2.3	2.3	
計		35 人		796.3	A 286.0		822.4	B 288.3	

注1:「属性」

認農	認定農業者(個人)
認農法	認定農業者(法人)
認就	認定新規就農者
集	集落営農(法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断)
到達	基本構想水準到達者
申請予定	今後経営を拡大し、認定農業者等の申請をする予定の農業者(備考に詳細を記載)
その他	集落の担い手であるが、認定農業者の申請は予定していない。

注1:「経営作物」欄は、詳細な作物名まで記載する必要はありません。

注2:経営面積は、特定農作業受託を含めないでください。

5 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

1) 農地中間管理機構の活用方針	・農業をリタイアする人は、原則として農地を機構に貸し付ける。
2) 基盤整備への取組方針	・農業の生産効率の向上や農地集積・集約を図るため、大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。
3) 新規・特産化作物の導入方針	・収益性の高いえだまめなどの園芸作物の生産に取り組む。
4) 賃貸借等の設定の際の相談手順	・農家組合長や地域の認定農業者に相談し、集落内の認定農業者から優先的に受け手を探す。
5) その他	・なし

6 農地の貸付け等の意向

No.	出し手	貸付等の区分 (ha)			農地中間 管理機構 利用	貸付時期	受け手
		貸付	作業 委託	売渡			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
計		C	0.0		0.0		

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	地区内集落名	作成年月	直近の更新年月
上越市	頸城区 西部	榎井、下米岡、下中島	平成25年2月	令和3年2月

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積（次頁 中心経営体経営面積計 A<B<地区内の耕地面積）	105.8	ha
② 地域内の耕地面積について、アンケート調査等に回答した耕作者の耕作面積の合計	58.2	ha
③ アンケート調査等に回答した、地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	7.0	ha
i うち後継者のいる農業者の耕作面積の合計	2.3	ha
ii うち後継者のいない農業者の耕作面積の合計	4.7	ha
iii うち後継者について未回答の農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	B-A	16.2 ha
⑤ 農地の貸付等の意向がある耕作面積の合計	C	16.2 ha
⑥ 今後の農地の引き受け可能耕作面積	B-A-C	0.0 ha
基盤整備の実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> 整備済 <input type="checkbox"/> 整備中	ha
農地中間管理機構利用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(備考)		

注：④の面積は、次頁の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区の課題

(全集落) ・人手不足により、農業用水の江さらいや草刈、揚水機の更新等負担が大きい。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・農地利用は、中心経営体である集落内の認定農業者に集約を優先し、次に集落外の認定農業者等に集約化を図っていく。

4 中心経営体

No.	属性	農業者 (氏名・名称)	現状			今後の農地の引き受け意向 (概ね5～10年後)			備考
			経営作物	経営面積(ha)		経営作物	経営面積(ha)		
					うち集落 内(ha)			うち集落 内(ha)	
1	認農	A	水田 転作野菜	1.7	1.7	水田 転作野菜	3.0	1.7	
2	認農	B	水稲 大豆	28.4	24.0	水稲 転作野菜	30.0	24.0	
3	認農 法	C	水稲 大豆	30.0	2.5	水稲 大豆	30.0	2.5	
4	認農	D	水稲 大麦	4.8	4.2	水稲 大麦	4.8	4.2	
5	認農	E	水稲	23.5	13.7	水稲	28.0	18.7	
6	認農 法	F	水稲 大豆	30.1	19.0	水稲 大豆	40.0	26.8	
7	認農 法	G	水稲 大豆	45.6	11.0	水稲 大豆	45.6	11.0	
8	認農 法	H	水稲 大豆	32.9	2.2	水稲 大豆	32.9	2.2	
9	認農	I	水稲 大豆	36.8	1.4	水稲 大豆	36.8	1.4	
10	認農	J	-	0.0	0.0	水稲	3.4	3.4	
計		10 人		233.8	A 79.7		254.5	B 95.9	

注1:「属性」

認農	認定農業者(個人)
認農法	認定農業者(法人)
認就	認定新規就農者
集	集落営農(法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断)
到達	基本構想水準到達者
申請予定	今後経営を拡大し、認定農業者等の申請をする予定の農業者(備考に詳細を記載)
その他	集落の担い手であるが、認定農業者の申請は予定していない。

注1:「経営作物」欄は、詳細な作物名まで記載する必要はありません。

注2:経営面積は、特定農作業受託を含めないでください。

5 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

1) 農地中間管理機構の活用方針	・農業をリタイアする人は、原則として農地を機構に貸し付ける。
2) 基盤整備への取組方針	・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、大区画化(1区画 2～3ha)・汎用化等の基盤整備に取り組む。
3) 新規・特産化作物の導入方針	・収益性の高い野菜(ブロッコリー・レタス・カリフラワー・キャベツ・たまねぎ・アスパラ)などの園芸作物の生産、特産加工に向けた6次産業化を進める。
4) 賃貸借等の設定の際の相談手順	・農地の貸借を行う場合、各集落の農家組合長・農業委員・町内会長に相談する。 ・農地を貸したい希望が出た場合は、中心経営体である集落内の認定農業者から受け手を探し、認定農業者間で相談する。
5) その他	・なし

6 農地の貸付け等の意向

No.	出し手	貸付等の区分(ha)			農地中間管理機構利用	貸付時期	受け手
		貸付	作業委託	売渡			
1	K	2.3			有	未定	未定
2	L	3.9			有	未定	未定
3	M	6.0			有	未定	未定
4	N	4.0			有	未定	未定
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	計	C 16.2		0.0			

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	地区内集落名	作成年月	直近の更新年月
上越市	頸城区 明治	石神、森本、仁野分、天ヶ崎、日根津、上増田、上池田、両毛、中島、畑ヶ崎、大浦生田、玄僧、矢住、両増田(中増田、下増田)	平成25年2月	令和3年2月

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積（次頁 中心経営体経営面積計 A<B<地区内の耕地面積）	496.3	ha
② 地域内の耕地面積について、アンケート調査等に回答した耕作者の耕作面積の合計	295.2	ha
③ アンケート調査等に回答した、地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	62.2	ha
i うち後継者のいる農業者の耕作面積の合計	27.6	ha
ii うち後継者のいない農業者の耕作面積の合計	34.6	ha
iii うち後継者について未回答の農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	B-A	32.6 ha
⑤ 農地の貸付等の意向がある耕作面積の合計	C	13.8 ha
⑥ 今後の農地の引き受け可能耕作面積	B-A-C	18.8 ha
基盤整備の実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> 整備済 <input type="checkbox"/> 整備中	ha
農地中間管理機構利用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(備考)		
※明治地区には、潟字川東、塔ヶ崎、立崎の農地を含む。		

注：④の面積は、次頁の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区の課題

(全集落)
<ul style="list-style-type: none"> ・農業者の高齢化や後継者のいない農業者において担い手の確保が急務である。 ・5年・10年後、地域農業を支える後継者がいない。 ・人手不足により、農業用水の江さらいや草刈等負担が大きい。 ・将来、中心経営体は、高齢化・後継者不足により維持そのものが懸念される。
(上池田)
<ul style="list-style-type: none"> ・当面(5年～10年)の間は、AH に農地集約化を図るが、10年・15年後には法人自体の後継者や人材確保を考えなければならない。
(矢住)
<ul style="list-style-type: none"> ・圃場整備後、経年に伴う老朽化に加え、鳥獣被害により一層の農地破損が進んでいる。鳥獣対策を含めた条件整備が必須である。水源は溜池を活用する圃場が多く、近年水不足も不安の1つである。電気柵の設置等に多くの労力を要する。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・農地利用は、中心経営体である集落内の認定農業者に集約を優先し、次に集落外の認定農業者等に集約化を図っていく。 ・担い手不足のため、隣接集落等の入り作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進していく。

4 中心経営体

No.	属性	農業者 (氏名・名称)	現状			今後の農地の引き受け意向 (概ね5～10年後)			備考
			経営作物	経営面積(ha)		経営作物	経営面積(ha)		
				うち集落 内(ha)			うち集落 内(ha)		
1	認農法	A	水稲・大豆 オータムボエム	138.8	1.3	水稲・大豆 オータムボエム	138.8	1.3	
2	認農法	B	水稲	15.9	13.6	水稲	15.9	13.6	
3	認農法	C	水稲・大豆 おうとう	113.0	107.0	水稲・大豆 おうとう	120.0	114.0	
4	認農法	D	水稲・大豆	16.3	6.3	水稲・大豆	17.5	7.5	
5	認農法	E	水稲・大豆	22.9	0.4	水稲・大豆	22.9	0.4	
6	認農法	F	水稲・大豆	52.0	8.5	水稲・大豆	55.5	10.5	
7	認農法	G	水稲・大豆	21.4	0.7	水稲・大豆	21.4	0.7	
8	認農	H	水稲 大豆等	4.6	3.7	水稲 大豆等	4.6	3.7	
9	認農	I	水稲・WCS 等	10.0	3.4	水稲・WCS 等	10.0	3.4	
10	認農	J	水稲 大豆等	29.2	0.9	水稲 大豆等	29.2	0.9	
11	認農	K	水稲 大豆等	11.0	1.3	水稲 大豆等	11.0	1.3	
12	認農	L	水稲	24.7	0.3	水稲	24.7	0.3	
13	認農	M	水稲	13.6	12.0	水稲	13.6	12.0	
14	認農	N	水稲	3.9	1.2	水稲	3.9	1.2	
15	認農	O	水稲 大豆	4.6	4.6	水稲 大豆	6.0	6.0	
16	認農	P	水稲 そば等	22.6	17.1	水稲 そば等	22.6	17.1	
17	認農	Q	水稲 大豆	19.2	0.9	水稲 大豆	20.2	0.9	
18	認農	R	水稲 大豆等	30.2	22.8	水稲 大豆等	30.2	22.8	
19	認就 (予定)	S	園芸	0.0	0.0	園芸	3.0	3.0	
20	認農	T	水稲 大豆等	21.8	18.0	水稲 大豆等	21.8	18.0	
21	認農	U	水稲	5.4	3.5	水稲	5.4	3.5	
22	認農	V	水稲 大豆	17.7	17.5	水稲 大豆	23.0	23.0	

23	認農	W	水稲 大豆	3.2	3.1	水稲 大豆	4.0	4.0	
24	認農	X	水稲 大豆	17.9	17.3	水稲 大豆	23.7	23.1	
25	認就	Y	園芸	2.2	2.2	園芸	2.2	2.2	
26	認農 法	Z	水稲 大豆	45.8	3.0	水稲 大豆	45.8	3.0	
27	認農	AA	水稲	8.0	8.0	水稲	8.0	8.0	
28	認農	AB	水稲 大豆等	2.9	2.9	水稲 大豆等	2.9	2.9	
29	認農	AC	水稲 大豆等	6.9	6.8	水稲 大豆等	6.9	6.8	
30	認農	AD	水稲	3.9	3.8	水稲	3.9	3.8	
31	認農 法	AE	水稲	17.8	16.8	水稲	17.8	16.8	
32	認農	AF	水稲	3.3	3.1	水稲	5.0	5.0	
33	認農	AG	水稲	3.1	2.8	水稲	5.1	4.8	
34	認農 法	AH	水稲	12.8	11.1	水稲	20.0	13.0	
35	認農	AI	水稲 トマト	13.3	4.0	水稲 トマト	13.3	4.0	
36	認農 法	AJ	水稲 大豆	25.7	20.5	水稲 大豆	25.7	20.5	
37	認農	AK	-	0.0	0.0	水稲	4.7	0.0	
38	その他	AL	肉用牛	150頭	70頭	肉用牛	150頭	70頭	
39	その他	AM	水稲	1.5	1.5	水稲	1.5	1.5	
計	39 人			767.1	A 351.9		811.7	B 384.5	

注1:「属性」

認農	認定農業者(個人)
認農法	認定農業者(法人)
認就	認定新規就農者
集	集落営農(法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断)
到達	基本構想水準到達者
申請予定	今後経営を拡大し、認定農業者等の申請をする予定の農業者(備考に詳細を記載)
その他	集落の担い手であるが、認定農業者の申請は予定していない。

注1:「経営作物」欄は、詳細な作物名まで記載する必要はありません。

注2:経営面積は、特定農作業受託を含めないでください。

5 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

1) 農地中間管理機構の活用方針	・農業をリタイアする人は、原則として農地を機構に貸し付ける。
2) 基盤整備への取組方針	・基盤整備済
3) 新規・特産化作物の導入方針	・既に「えだまめ、雪下野菜等」の作付に取り組んでおり、今後も継続する。
4) 賃貸借等の設定の際の相談手順	・地域内独自の基準額をもとに貸し手、受け手双方の話し合いにより賃借料を決定する。
5) その他	・鳥獣被害対策を含めた条件整備に取り組みたい。

6 農地の貸付け等の意向

No.	出し手	貸付等の区分(ha)			農地中間 管理機構 利用	貸付時期	受け手
		貸付	作業 委託	売渡			
1	AN	2.4			未定	未定	未定
2	AO	2.3			未定	未定	X
3	AP	3.5			未定	未定	X
4	AQ	1.2			未定	未定	D
5	AR	2.0			未定	未定	F
6	AS	2.0			未定	未定	AG
7	AT	0.4			未定	未定	未定
8							
9							
10							
計		C 13.8		0.0			